

第三百三十号議案

東京都幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例
右の議案を提出する。

令和八年六月九日

提出者 東京都知事 小 池 百 合 子

東京都幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例
東京都幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営の基準に関する条例（平成二十六年東京都条例第二百二十号）の一部を次のように改正する。

第六条第三項第二号中「主幹養護教諭」の下に「、主務養護教諭」を加える。

第二十四条第二項中「法第十四条第六項に規定する」を削る。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

（提案理由）

就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行規則等の一部を改正する命令（令和八年内閣府・文部科学省令第二号）の施行による幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準（平成二十六年内閣府・文部科学省・厚生労働省令第一号）の改正に伴い、主務養護教諭の配置に係る規定を設けるほか、規定を整備する必要がある。

第三百三十号議案

東京都幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例